# 公益社団法人日本口腔インプラント学会指定研修施設 一般社団法人東京形成歯科研究会 会則

# 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は一般社団法人東京形成歯科研究会〔Tokyo Plastic Dental Society〕(以下「本会」)と言う。

(目的)

第2条 本会は、医の倫理を高揚し、インプラントを中心として歯科医学・歯科医療の研鑚と 地域歯科医療に貢献する事を目的とする。また、会員の和をもって行う事とする。

(事業)

第3条 本会は、会の運営において歯科医のインプラント学の知識、技術等の向上を目的とし、 公益社団法人日本口腔インプラント学会指定研修施設として認定講習会を開催すると 共に、インプラントを中心に歯科医学研鑚のための事業を行う。

(事務所)

第4条 本会の事務所は会務運営を考慮して会長が定める。〔東京都北区王子2丁目26 番地2号 ウェルネスオクデラビルズ オクデラメディカル内に置く〕

# 第2章 会員

(会員構成)

第1条 会員は本会の目的に賛同するものをもって構成する。

(会員)

第2条 本会の目的に賛同したもので会費を納入したものを会員とする。

(名誉会員)

第3条 本会の会員で会に多大に貢献した者で、役員会にて推薦し、総会で承認された者。または、本会在籍年数20年以上、且つ、年齢満70歳以上の者。尚、年会費を優遇することとする。 (入会)

第 4 条 本会に入会を希望する者は所定の用紙に必要事項を記入し、所定の費用を添え本会に届け、役員

会の承認を必要とする。

### (権利及び義務)

第5条 会員は次の権利、義務を有する。

- 1. 会員は総会に出席し、自己の意見を述べる事ができる。
- 2. 会員は規定の入会金、年会費及び定められた負担金を納入する義務を負う。
- 3. 会員は住所等を変更した際には遅滞なく会長に届けなくてはならない。
- 4. 本会会員は本会会則並びに議決を遵守しなければならない。

# (会員資格の停止)

第6条 会員が6ヵ月以上会費を払わない場合は、会員資格を停止する。また、会費納入が 認められた場合は、会員資格停止を解除する。

# (退会)

第7条 次の場合は退会とする。

- 1. 退会の意志を表示した所定の用紙を本会に届け、役員会にて承認された時。但し、在籍している当該年度の年会費は全額支払うこととする。
- 2. 第6条によって会より通知したにもかかわらず、会費納入が認められない時。

#### (除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけた場合には、総会の決議により除名処分とする事ができる。

# 第3章 役員・顧問

## (役員)

第1条 本会は次の役員をおく。

会長:1名

副会長:5名以内 専務理事:1名

理事:会務において会長が必要とする人数若干名

監事:1~2名

会計:1名

### (役員選出)

第2条 会長及び監事は総会にて選出する。副会長、専務理事、理事は会長の指名とする。

#### (任期)

第3条 役員の任期は2年とし、4月1日から起算する。

#### (職務)

# 第4条

- 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2. 副会長は会長を補佐し会長がその任にあたれない場合は順位に従い、その職務を代行する。
- 3. 専務理事、及び理事は会務を分掌する。
- 4. 監事は会務、会計を監査する。
- 5. 会長、副会長、専務理事、監事を四役員とし、適時会務運営を行う。

#### (顧問等)

第5条 顧問、参与、元会長は会長諮問に答え、本会の各種会議に出席して意見を述べる事が できる。

# 第4章 会計

### (会計年度)

第1条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### (年会費)

第2条 年会費の額は総会の決議による。年会費は12万円とする。

### (予算)

第3条 歳入、歳出予算は理事会でこれを定め、総会に報告し、承認を得なければいけない。